

総社市告示第27号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第3条，第4条関係）				別表（第3条，第4条関係）			
補助の対象			補助率等	補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費		事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づ	次に掲げる経費（一住宅につき13万円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの）にあって延べ床面積が200㎡以内までは、 <u>7万円</u> ，200㎡を超えるもの）にあっては、100㎡に達するまでごとに <u>9,000円</u> を加算した額）以内を限度とする。） (1) 耐震診断等の経費（第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法によるものに限り、同号エに係	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断及び補強計画にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては、 <u>6万円</u> ，200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに <u>8,000円</u> を加算した額を限度とする。	木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づ	次に掲げる経費（一住宅につき13万円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの）にあって延べ床面積が200㎡以内までは、 <u>4万2,000円</u> ，200㎡を超えるもの）にあっては、100㎡に達するまでごとに <u>1万500円</u> を加算した額）以内を限度とする。） (1) 耐震診断等の経費（第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法によるものに限り、同号エに係	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては、 <u>4万円</u> ，200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに <u>1万円</u> を加算した額を限度とする。

改 正 後				改 正 前			
	く認定工法 (4) 地上階数が2 以下のもの	るものは、耐震性能に 係る評価の費用相当 分に限る。) (2) 第9条の評価に係る 経費			く認定工法 (4) 地上階数が2 以下のもの	るものは、耐震性能に 係る評価の費用相当 分に限る。) (2) 第9条の評価に係る 経費	
略				略			
建築物耐 震診断事 業	次に掲げる要件 の全てに該当する 建築物 (1) 一戸建て住 宅以外の建築 物 (2) 本市内に存 する民間のも の (3) 昭和56年5 月31日以前に 着工された建 築物	次に掲げる経費(延べ 床面積が1,000㎡以内の 部分は2,000円、1,000㎡ を超え2,000㎡以内の部分 は1,500円、2,000㎡を 超える部分は1,000円を 乗じて得た額を合計し た額を限度とする。) (1) 耐震診断等の経 費。ただし、第2条第 1号エに係るものは、 耐震性能に係る評価 の費用相当分に限 る。 (2) 第10条の評価に係 る経費	補助対象経費 の3分の2以内 (150万円を限 度とする。)	建築物耐 震診断事 業	次に掲げる要件 の全てに該当する 建築物 (1) 一戸建て住 宅以外の建築 物 (2) 本市内に存 する民間のも の (3) 昭和56年5 月31日以前に 着工された建 築物	次に掲げる経費(延べ 床面積が1,000㎡以内の 部分は2,000円、1,000㎡ を超え2,000㎡以内の部分 は1,500円、2,000㎡を 越える部分は1,000円を 乗じて得た額を合計し た額を限度とする。) (1) 耐震診断等の経 費。ただし、第2条第 1号エに係るものは、 耐震性能に係る評価 の費用相当分に限 る。 (2) 第10条の評価に係 る経費	補助対象経費 の3分の2以内 (150万円を限 度とする。)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。